一貫指導システム構築のための助成事業

【Ａ】育成強化システム整備事業実施要項

１　目的

各競技団体が独自に優れた素質をもつ選手を発掘し、中・長期的かつ計画的に選手を

育成強化するシステムの構築に向けた事業経費の一部を補助（支援）することで、各競

技団体における一貫指導体制を整備・充実させるとともに、ジュニアアスリートの育成

強化を図り、もって本県競技力の向上に資する。

　また、中央競技団体等が行う研修会等に各競技団体の指導者を参加させ、習得した指

導法等を各競技団体が主催する技術指導講習会等で伝達し、競技力向上のための指導者

の資質向上を図る。

２　補助対象

　　１３競技団体

①ボート ②セーリング ③カヌー ④ソフトテニス ⑤相撲 ⑥弓道 ⑦ライフル射撃

⑧剣道 ⑨アーチェリー ⑩銃剣道 ⑪なぎなた ⑫ボウリング ⑬トライアスロン

３　対象事業

各競技団体が実施するジュニア選手（小学生・中学生・高校生）を対象とする事業で、

各競技団体の「競技者育成プログラム」に則り、育成強化を図ることを目的に実施する

練習会や合宿等に助成する。（世界レベルで活躍するトップアスリートや優秀な指導者

を招聘する経費を含む。）

また、国立スポーツ科学センターなど国の機関や中央競技団体が実施する研修会に参

加し、最新の情報を得て、県内の指導者に伝達し、各競技団体の指導者の資質向上を図

る事業に助成する。

４　指定期間

　　令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで。

５　助成対象経費

　　謝金、旅費、需用費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他事業に直接必要な経費。

なお、上記科目の説明は、別表１「補助金対象事業及び対象経費」による。

６　助成金額

総額　２，９００千円以内

　　事業内容に応じて、事務局で審査の上、助成額を決定する。

７　申請の方法

（１）申請者　競技団体長

（２）申請書類　別添申請様式による。（県スポーツ協会ＨＰからダウンロード）

（３）助成額の交付決定及び通知等

「（公財）福岡県スポーツ協会事業補助金交付要綱」の規程による。

８　その他

（１）指定の様式を使用すること。

（２）申請書については、事業の１ヶ月前までに提出すること。

（３）報告書については、完了後１ヶ月以内または、４月１０日までのいずれか早い期日

となっているので、速やかに提出すること。